

令和7年度

御殿場市統合型地理情報システム及び
公開型地理情報システム導入業務委託
仕様書

令和7年4月

御殿場市企画戦略部デジタル戦略課

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、「令和7年度統合型地理情報システム及び公開型地理情報システム導入業務」(以下「本業務」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、本市が保有する地理空間情報を一元的に管理、活用できる統合型地理情報システムを更新するとともに、市民や事業者が来庁しなくても必要な地理空間情報を確認できる公開型地理情報システムを導入することで、地理空間情報の相互利用のさらなる拡大を図り、窓口対応業務の削減やオープンデータとしての二次利用を可能にするなど、職員の業務効率化及び市民の利便性向上に寄与することを目的とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、次のとおりとする。

(1) 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで。

(2) システム構築期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで。

(3) システム稼働期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで。

※システム稼働期間については、別途システム利用及び運用保守に関する契約を締結するものとする。

※システム利用及び運用保守に関する契約は、令和7年度から令和9年度までの一括契約とし、令和10年度以降は単年度契約とする。

(準拠する法令等)

第4条 本仕様書に定めるほか、次の法令等に準拠し実施するものとする。

(1) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

(2) 測量法（昭和24年法律第188号）

(3) 統合型GIS推進指針（平成20年総務省）

(4) 御殿場市財務規則（昭和41年3月規則第4号）

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(6) 御殿場市保有個人情報等安全管理規程（令和6年御殿場市訓令乙第1号）

(7) その他関係法令、諸規程、通達等

(疑義)

第5条 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議を行い決定するものとする。

(管理技術者等)

第 6 条 本業務の実施に際して、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な専門知識と十分な業務経験を有した技術者を配置すること。

(業務計画)

第 7 条 受注者は、本業務の実施に当たり、次の事項を記載した実施計画書を提出して、その内容を説明し、発注者の承認を受けるとともに、業務実施期間中は、進捗状況を随時報告するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務実施体制（連絡体制含む）
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の内容
- (7) 使用するソフトウェア
- (8) システム構成
- (9) その他

(秘密の保持)

第 8 条 受注者は、本業務を通じて知り得た事項、情報等を他に漏らしてはならない。また、受注者は発注者の情報資産の安全性を確保しなければならない。

(補償)

第 9 条 受注者は、本業務の実施中に第三者より受けた、または与えた損害は全て受注者の責任において解決を図るものとする。

(完了及び検査)

第 10 条 受注者は、業務完了報告書、納品書を提出し発注者の完了検査を受け、検査合格をもって本業務の完了とする。

(瑕疵等)

第 11 条 納品後、成果物に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。保証期間は成果物の納入後 1 年とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受注者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正するものとする。

(成果品の帰属)

第 12 条 本業務における成果品の著作権は、全て発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が成果物の作成にあたって開発したシステムプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規

定するプログラム著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)については、適用外とする。

(品質及び環境管理)

第13条 受注者は、本業務を履行する上で、品質管理の向上、環境負荷の低減等を講じるため、次の認証を取得、または準じた品質管理等を行っていることとする。

- (1) 品質マネジメントシステム(QMS ISO9001)
- (2) 環境マネジメントシステム(EMS ISO14001)

(個人情報の取り扱い)

第14条 受注者は、本業務を履行する上で、取得又は保有した個人情報の漏洩対策について、次の認証を取得及び措置を講じなければならないものとする。

- (1) プライバシーマーク制度(PMS JISQ15001)
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS ISO27001)
- (3) 個人情報管理責任者の配置

(再委託)

第15条 受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第16条 本業務の内容は、次のとおりとする。なお、以下に示す項目以外の事項であっても、本市の指示に従い支援するものとする。

また、本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型TYPE1)の交付対象事業である。

- (1) 計画準備・資料収集準備
- (2) 統合型地理情報システム及び公開型地理情報システムのシステム構築・導入
- (3) 統合型地理情報システム及び公開型地理情報システムのシステム環境設定
- (4) データ移行及び搭載
- (5) 各業務システムの統合
- (6) テスト
- (7) マニュアル作成・操作研修
- (8) 運用支援
- (9) 運用保守
- (10) 打ち合わせ協議
- (11) その他提案に基づく業務

(12) 会計検査等への協力

(システム構築)

第 17 条 新システムの運用に必要なソフトウェア等を調達し、新システムを構築するものとする。

(1) 統合型地理情報システム

庁内 LAN (LGWAN 系) に接続されたすべての端末において利用可能な仕組みを構築するものとし、庁内の情報共有を促進できるパッケージシステムであり、また、データの重複管理を極力排除し公開型地理情報システムとの相互に円滑な連携を可能なものとする。

項目	内容
構築方法	<ul style="list-style-type: none">・ LGWAN-ASP 方式とし、以下の要件を満たすこと。・ 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) による、総合行政ネットワーク (LGWAN) における LGWAN-ASP サービス「アプリケーション及びコンテンツサービス」へ登録している地理情報システムアプリケーションを提供すること。・ 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) による、総合行政ネットワーク (LGWAN) における LGWAN-ASP サービス「ホスティングサービス」へ登録しているホスティングサービスを利用すること。・ 利用するデータセンターは、「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続資格審査要領」(平成 27 年 7 月 1 日) 第 2 章第 6 条を満たすものとする。
基本要件	<ul style="list-style-type: none">・ 地理情報システムに不慣れな利用者でも容易に目的の操作が行えるよう操作性が優れていること。・ 機器性能に関わらず地図遷移や画面展開の際の動作速度が優れたシステムであること。・ 同時接続数でアクセスした場合でも変わらないレスポンスを保つことが可能なシステムであること。・ システム利用端末において、一定時間システムまたは端末の操作がない場合に自動的にログオフする等切断ができること。・ 地図レイヤ、データが追加可能であること。・ 地図データには、属性情報として文字で表示できるもののほか、関連ファイル等も含むものとする。・ 表示する地図の内容に応じて、背景図は任意に選択できること。・ ID とパスワードによるユーザ認証とユーザの操作権限設定の仕組みを有すること。・ 利用ログを取得することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。・ システム内に操作マニュアル等が格納されたオンラインヘルプがあること。・ 基本的にカスタマイズを要しないパッケージシステムとし、運用期間中に

	<p>公開される各 OS やブラウザなどの最新バージョンに追加費用なしで、受託者の責任において対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的なパソコン等が有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとする。システムの利用に際し、やむを得ず端末機にソフトウェア等のインストールが必要な場合は、本市と協議した上で、必要な作業を本業務において受託者が行うものとする。 ・本市で導入する公開型地理情報システムとのデータ連携について、統合型地理情報システムで更新されたデータを本市職員の負担になることなく公開型地理情報システムへ連携できること。
システム機能	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 1「統合型地理情報システム機能要件一覧」に記載された機能を有すること。
拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・同時接続ライセンス数は、システム運用開始後においても、適宜追加・削減可能であるシステムとすること。 ・利用者やデータ量が増大した場合においても、操作性が低下しないような拡張性の高いシステムとすること。
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセスやウイルス対策などに万全を期すこと。

(2) 公開型地理情報システム

一般市民等の利用者にとって、操作が簡便でわかりやすい地図情報が利用でき、統合型地理情報システムの有機的な連携が可能なパッケージシステムであること。

項目	内容
構築方法	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット ASP 方式とし、統合型地理情報システムと有機的な連携が可能であり、インターネット公開等の二次利用が可能なベースマップを付属したシステムであること。
ライセンス数	<ul style="list-style-type: none"> ・同時ライセンス数は無制限とする。
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等の利用者にとって、操作が簡便で、わかりやすい地図情報が利用できるシステムであること。 ・本システムの利用者機能には、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや Java アプレット、NET Framework 等の使用機種に制限を与えるようなものがないこと。 ・ベースマップは、発注者との協議の上設定し、インターネット公開など二次利用が可能なこと。民間等のベースマップは受注者の責で購入及び設定すること。拡大・縮小等は多段階で縮尺変更できる仕組みであり、受託者が用意する民間地図、国土地理院地形図等の基盤地図及び発注者から提供される地形図データ等が搭載可能なこと。 ・地図公開機能は、一般サービス利用者が利用しやすいユーザインターフェースであり、パソコンに加えてスマートフォンでの閲覧が可能なこと。 ・住所検索は、番地の検索ができること。

	・別に市が指定するシステム利用における注意事項・利用規約等を表示できること。
システム機能	・別紙2「公開型地理情報システム機能要件一覧」に記載された機能を有すること。
セキュリティ	・不正アクセスやウイルス対策などに万全を期すこと。

(システム環境設定)

第 18 条 受託者は、以下の環境設定を実施すること。なお、詳細については本市と協議の上、決定するものとし、内容をとりまとめ納品すること。

- (1) レイヤ設定 (図形表現、属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等)
- (2) ユーザグループ設定 (管理ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等)
- (3) 図形レイヤ・属性テーブル権限設定 (表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御・民間住宅地図アクセス制御等)
- (4) データベース設定 (検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等)
- (5) 公開用 TOP ページデザイン
- (6) 公開用コンテンツ・テーマ
- (7) 公開用規約案の作成

(データ移行及び搭載)

第 19 条 現行システムの移行対象データ、新規搭載データ及び公開型地理情報システム搭載データについては次のとおり。

- (1) 移行対象データ・新規掲載データ・公開予定データは、別紙4「移行対象データ及び新規掲載データ一覧」のとおり。なお、別紙4の内容は統合型地理情報システムでのデータの整備状況により変更となる可能性があるため、変更が発生した場合は、発注者と受託者で協議を行い対応するものとする。また、新規掲載するデータのシステム上の表現方法等は発注者及び業務担当課と協議した上で搭載するものとし、紙媒体で管理しているデータは電子化して搭載するものとする。現行システムのデータ容量等は以下のとおり。
 - ア) 背景ラスタ 42.0GB
 - イ) データベース 4.7GB
 - ウ) 図形データ 17.4GB
 - エ) 関連ファイル 500MB
- (2) 世帯番号管理については、世帯ポイントに複数の属性情報が登録できること。また、属性情報は世帯番号テーブルと世帯コードのテーブル管理ができること。
- (3) 住宅地図 (ゼンリン Zmap-TOWN II : 20 ライセンス) を受託者にて調達し、新システムへ整備すること。なお、市民課ユーザは 20 ライセンスの内 7 ライセンス分をセッションフリーで利用できること。
- (4) 移行データ及び新規搭載データは最終更新データを新システムに移行・搭載すること。
- (5) 移行データの閲覧・印刷・出力権限は現行システムと同様の設定を行うこと。

- (6) データ移行に関して本市の指示に従い要件定義を行うこと。
- (7) データ移行作業にあたり、現行システム事業者へ問合せを行う必要がある場合は、質問票を作成して本市へ提出すること。
- (8) データ移行は、必ず仮移行を実施してエラー等の処理を行うこと。また、本移行をスムーズに実施するため、本移行前にリハーサルを行うこと。
- (9) データ移行時又はシステム稼働後に移行データの欠損等が認められた場合は、受託者の責任においてデータの補完、復旧をすること。

(各業務システムの統合)

第 20 条 各業務で利用している以下システムを統合型地理情報システムに統合する、または統合型地理情報システムと同一の DB によるオプション機能を実装するものとする。なお、統合にあたっては業務担当課と協議の上、以下に掲載する各システムの基本要件を満たすこと。

(1) ごみ集積所管理システム

要件は次のとおりとする。

- ①既存システムで保有するデータ (CSV) を取り込むこと
- ②市内のごみ集積所の位置・名称等を地図上で管理 (新規追加・編集・削除) できること
- ③現況写真等の属性情報を管理できること
- ④ごみ集積所毎に属性情報、地図をレイアウトした帳票印刷ができること

(2) 公共下水道台帳システム

下水道施設の適切な維持管理及び汚水処理人口普及率 95%を達成するため、管路施設や維持管理に関する正確な情報をデータベースを用いて適正に管理でき、汚水処理全般に対応する下水道台帳システムの整備を図るものとし、要件は次のとおりとする。

- ①既存システムで保有するデータ (Shape 形式) を取り込むこと。また、新規にデータ (Shape 形式等) を搭載可能なシステムとすること。
- ②構築するシステムについては、「下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引き Ver. 5((公財)日本下水道協会)」に準拠すること。
- ③令和 9 年度以降の管路施設の改築に係る交付要件を満たすため、維持管理システムを構築すること。
- ④詳細なシステムの機能に関しては、別紙 3「下水道台帳システム機能要件一覧」を参照。
- ⑤市全域の汚水処理種別を登録でき、普及率や普及人口等の集計が可能なシステムであること。
- ⑥維持管理システムのデータ管理方法は、統合型地理情報システム全体に動作遅延等の影響を与えることが無いよう手法を提案すること。なお、搭載する下水道維持管理データは直近の本管調査結果とし、詳細については別途、担当課と協議を行うこと。
- ⑦下水道課ユーザは 2 ライセンス分をセッションフリーで利用できること

(3) 建築基準法道路台帳システム

要件は次のとおりとする。

- ①既存システムで保有するデータ (Shape 形式) を取り込むこと

- ②建築基準法（42条1項1号～5号及び2項）で規定する道路の管理（新規追加・編集・削除）ができること
- ③属性情報で調書（整理番号、道路の種類、指定年月日、延長、幅員、地番、申請者名、その他）の登録・編集・閲覧ができること
- ④関連ファイル（pdf形式等）の登録・閲覧ができること

（運用支援）

第 21 条 受託者は、システムの稼働期間内において、システムの利用促進のため、システム利用状況や課題に応じたコンサルティングを実施するものとする。

（運用保守）

第 22 条 稼働後のシステムが円滑に運用できるよう以下の運用保守を実施するものとする。なお、システム運用保守契約は以下を含むものとし、内容を協議の上、別途契約するものとする。

(1) 保守内容

項目	内容
問い合わせ対応	<ul style="list-style-type: none"> ・職員からの運用に関する問い合わせ及び障害等に対応する窓口を設けること。希望する対応時間及び連絡方法は次のとおり。なお、さらに効果的・効率的な体制が整備できる場合は提案すること。 電話での問い合わせ：平日の午前9時から午後5時30分 メールでの問い合わせ：常時
障害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、必要に応じて受注者の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。 ・障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。 ・障害発生連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、報告すること。 ・重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を提示すること。 ・導入したサービス（システム）において、ウイルスの検出や不正アクセス等の事象が発生した場合は、本市と協力し、対応及び原因究明を行うこと。
システム保守	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
アカウント更新 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編や人事異動に伴う、組織並びに職員の登録・変更・削除の処理を行うものとする。

(2) 搭載データ更新

搭載したデータは、別紙5「搭載データ更新スケジュール予定」に基づき更新するものとする。なお、対象データの更新作業の進捗により時期が変更となる場合があるため、作業にあたっては業務担当課と協議の上、更新作業を実施すること。

(3) マニュアル作成・操作研修

- ① 操作マニュアル（システム管理者向け・一般職員向け）を作成すること。
- ② 操作マニュアルを作成する際は、本市と協議した上で、地理情報システムに関する知識・技術のない職員にも理解できるようなわかりやすい内容とするように留意すること。
- ③ 操作マニュアルは、本市で編集可能な電子データとしても提供すること。
- ④ 操作研修は、システム管理者向けに1回程度、一般職員向けには受講希望者の人数に応じて本市の提示した回数の研修を行うこと。（1回あたり約20人、1～2時間、4回程度を想定。研修の会場、PC、電源、ネットワークは本市にて用意する。実地/WEB等といった開催方法や研修内容は本市と協議の上決定すること。）
- ⑤ 研修の内容は、機能操作方法にとどまらず、活用事例の紹介や活用方法の提案を必ず取り入れること。また、研修の内容に応じた資料を作成すること。

(テスト)

第23条 テストについては、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、テスト項目や工程計画を詳細に検討した上でテスト計画書を作成し、そのテスト計画について本市の承認を得ること。
- (2) 受託者は、新システムの本稼働前に稼働期間を設けて、本市の確認を受けること。なお、仮稼働期間中に新システムにおいて作成したレイヤについて、本稼働後も継続して利用できるよう留意すること。

(システム運用終了後のデータ)

第24条 システムの運用終了時や本市が求める際には、搭載されたすべての関連ファイルデータを取り出し、本市が指定するフォーマット（Shape形式等）により記録媒体に格納して引き渡すこと。指定するフォーマットは本市、受注者が協議の上決定するものとする。また、受注者はシステムの運用終了後のデータの確実な消去を保証すること。

(その他)

第25条 業務の履行に際しては、次のとおりとする。

- (1) 業務の履行に際し、「個人情報等の取扱いに関する事項」及び「御殿場市情報セキュリティポリシー」に基づき業務を行うこと。

第3章 成果品

(納入成果品)

第26条 本業務における成果品は、次のとおりとする。

- (1) 統合型地理情報システムソフトウェア利用権 40ライセンス
- (2) 公開型地理情報システムソフトウェア利用権 1式

(3) 住宅地図データ Zmap-TOWN II	20 ライセンス
(4) 本業務で移行・搭載するデータ	1 式
(5) 管理者向け操作マニュアル（電子データ）	1 式
(6) 利用者向け操作マニュアル（電子データ）	1 式
(7) 業務完了報告書	1 式
(8) その他本仕様書で規定する資料	1 式